

第 3 2 回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	令和4年8月4日(木) 午前10時00分～午後0時20分		
開催場所	古町ルフル4階 新潟市役所ふるまち庁舎 401会議室		
	委員氏名	出・欠	備考
会長	西村 伸也	出	
会長職務代行	岡崎 篤行	出	
	橋本 学	出	
	増子 和美	出	
	伊藤 明世		欠
	中川 雅博	出	議事録確認
	中村 昌子	出	議事録確認
	久保 有朋		欠
	石田 博道	出	
	渡部 幸之助		欠
	清野 奈桜美		欠
	佐藤 善成	出	
	荒川 義克	出	
	早福 弘	出	
	染谷 秀徳		欠
	東海林 晃		欠

(司 会)

定刻を少し過ぎましたが、ただいまから第32回新潟市景観審議会を始めさせていただきます。

本日は、お盆前のご多忙の中、またお足元の悪い中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議の進行を務めさせていただきます、まちづくり推進課課長補佐の横田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

会議に先立ち、都市政策部長の柳田よりごあいさつを申し上げます。

(柳田都市政策部長)

改めまして、都市政策部長の柳田です。本日は、非常にお足元の悪い中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。まだ若干の方がこちらに向かわれているという状況になっております。

本日は、昨年度より継続して議論していただいております、信濃川沿岸地区の良好な景観形成について、引き続きご意見を伺ってまいりたいと考えております。信濃川沿岸地区は、やすらぎ堤や万代テラスをはじめとして水辺を活かした魅力的な空間が形成されている地区でありまして、今後はさらに賑わいがあふれる空間となるよう、将来像を描いているといった段階にあります。

このたび、本市におきましては、市民の皆様に対して景観に関する意識調査のアンケートを行わせていただきました。この回答状況を参考にしながら、この地区の景観のあるべき方向性について、検討を進めております。市民の皆様から愛される萬代橋を活かした景観や、開放感を感じる水辺の景観を今後も活かしながら、都市機能を強化しつつ、さらに賑わいのある景観を形成していく必要があると考えております。それらを実現するための枠組みや基準につきまして、本日は、本審議会におきまして、皆様のご意見を賜りたいと考えておりますので、本日は、よろしく願いいたします。

(司 会)

続きまして、本日の会議出席状況をご報告いたします。名簿順、上から、NPO法人まちづくり学校の伊藤様、公募委員の久保様、新潟市建設業協会の渡部様、新潟県建築士会新潟支部清野様、国土交通省北陸地方整備局建政部都市調整官の染谷様、新潟県新潟地域振興局地域整備部長の東海林様、以上6名の委員が、本日、ご欠席です。

また、公募委員の石田様は少し遅れているということです。

本日の審議会は、委員16名中9名の委員の皆様のご出席ですので、新潟市景観審議会規則第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

会議に入ります前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。まず、次第。次に、

第16期新潟市景観審議会委員名簿。資料1、信濃川沿岸地区の良好な景観形成について。資料2、信濃川沿岸地区における建築物・工作物で利用できる色彩。資料3、万代シティ広告物活用地区について。資料4、信濃川本川大橋下流沿岸地区の景観計画等の見直し（素案）。参考資料1、色彩・高さ制限に関するシミュレーション（非公開）。参考資料2、新潟市の景観に関する市民意識調査実施概要。参考資料3、新潟市景観計画・景観条例。最後に、受付で配付いたしました、第32回新潟市景観審議会座席表となっております。なお、参考資料1、シミュレーション資料につきましては、審議会委員の皆様のみでの配付とさせていただきます。傍聴の方などはスクリーンをご覧ください。また、このシミュレーション資料は、地権者など、関係者の了解をいただいている内容であるため、撮影やインターネットへの掲載などはお控えください。

資料に不足がありましたら、お声がけください。

よろしいでしょうか。次に、会議の進め方についてご説明いたします。本会議は、議事録作成のために録音しております。ご発言の際には、係の者がマイクをお持ちしますので、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

なお、本会議は公開することとなっております。作成した議事録はホームページなどに掲載させていただきますので、ご了承願います。

それでは、次第に沿って、会議を進めさせていただきます。会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

（西村会長）

西村です。よろしくお祈いします。雨の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、写真撮影を希望されている方がいらっしゃいます。新潟市景観審議会の傍聴に関する要領4の③により、撮影を許可します。

最初に、新潟市景観審議会運営規程第3条により、議事録を確認する委員を決めさせていただきます。事務局が作成する議事録の内容を確認していただきますが、中川委員と中村委員をお願いします。よろしいでしょうか。

（中川委員）

はい。

（西村会長）

よろしくお祈いいたします。

それでは、議事を進めます。新型コロナウイルス対策上の観点から、議事のスムーズな進行にご協力いただきますよう、よろしくお祈いいたします。

議事の1番目、信濃川沿岸地区の良好な景観形成についての中で、はじめに色彩と屋外広

告物について事務局からご説明いただき、議論していただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

信濃川沿岸地区の良好な景観形成について、説明します。

スライドとお手元の資料は同じ内容ですので、見やすいほうをご覧くださいと思います。

はじめに、信濃川沿岸地区の景観計画等の見直し案を整理させていただきましたので、その概要について説明いたします。表は縦軸が見直し項目、横軸が見直すエリアとなっております。

色彩は信濃川沿岸地区全域で見直し、外壁や勾配屋根の色彩の鮮やかさを抑え、明るい色とさせていただきます。

屋外広告物も同じく信濃川沿岸地区全域で見直し、一部地域を除き、設置高さを10メートル以下とさせていただきます。

建物の高さは、昨年、国から指定いただきました都市再生緊急整備地域内におきまして、原則50メートル以下を維持しつつ、今回設ける新たな景観基準を踏まえながら、個別の建築計画ごとに景観審議会などで審議を行い、良好な景観形成に資する建物と判断された優良な開発に限って、現在の高さ制限である50メートルを超えることを可能としたいと考えております。また、この高さ制限を開始した平成19年4月1日時点ですでに高さ50メートルを超えた建物については、信濃川沿岸地区全域を対象に既存の建築物高さを上限とすることとしております。

それでは、信濃川沿岸地区全体を対象に見直しを行います、建物と工作物の色彩の基準について説明いたします。建物と工作物の色彩の基準は、前回の審議会でも説明させていただきました、茶系の色合いである10Rから5Yの鮮やかさについて、3階以下でも鮮やかさを抑え、4以下がいいのではないかとのご意見をいただきましたので、これに合わせて修正させていただきました。

また、工作物は、建物の基準を準用することとして、建物でいう3階以下の基準を工作物の地上10メートル以下の部分の基準として適用し、建物の4階以上の基準を工作物の地上10メートルを超える部分の基準として適用するものです。

また、前回の審議会では、傾斜のついた屋根である勾配屋根についても色彩の基準を検討すべきとのご意見をいただき、検討を行わせていただきました。信濃川沿岸地区全体の景観形成の方針であります、萬代橋を活かし、開放感を感じる景観づくりに照らし、萬代橋や空との調和、開放的な印象につながるよう、先ほど説明いたしました建物の4階以上の外壁などの色彩の基準と同じものとしております。

次に、建物の外壁などの一部に小面積で使用するアクセントカラーについてです。アクセントカラーは、現在、使用する面積など数値基準を定めておりません。前回の審議会では、使用面積を5パーセント以下と提案させていただきました。5パーセントでよいか、シミュレーション画像などで検討すべきとのご意見をいただきまして、検討させていただきました。この使用部分は、建物の3階以下の部分、工作物の10メートル以下の部分に限定しています。また、使用面積は、シミュレーションの結果も踏まえ、建物は使用する壁面の3階以下の面積の5パーセント以下、工作物は地上10メートル以下の壁面面積の5パーセント以下とします。また、複数のアクセントカラーを使用する場合は、それぞれの合計面積の5パーセント以下としております。

色彩の基準は、資料2に具体的な色味の具体例を示してあります。資料2の2ページをご覧いただければと思います。こちらは、赤系と黄赤系の二つの色の例を掲載しています。横軸は色の鮮やかさを示しておりまして、右に行くほど鮮やかさが増します。縦軸は色の明るさを示しておりまして、上に行くほど明るさが増します。色見本のうち、黒点線の範囲内が現在の基準でありまして、建物で使用できる色彩です。なお、現在は工作物の外壁の色彩の基準はありません。赤線と青線で示している部分が、今回ご提案している色彩を示しておりまして、赤線が建物の3階以下の部分または工作物の10メートル以下の部分で使用できる色彩、青線が建物の4階以上の部分または工作物の10メートルを超える部分及び勾配屋根で使用できる色彩を示しております。

以下、資料2の3ページから6ページまで、主な色彩の例を示しております。また、色彩に関するシミュレーションを作成していますので、委員の皆様は参考資料1の3ページをご覧いただければと思います。

こちらは、萬代橋の上から信濃川の右岸を見た景観です。左側が現況の写真で、中央部分に赤い勾配屋根の建物があります。右の写真は、この赤い屋根を今回提案した基準内の色であります明るい灰色に変更したものです。

次のページになりますが、こちらの右側は、参考までに屋根の色を濃くしたもので、今回の基準外のケースです。続きまして、こちらは屋上看板の下の赤い部分を、右側の明るい色彩に変えた基準内のケースです。

次のページ、こちらの右側については、参考に濃い色に変更した、基準外となりますが、そのケースを載せたものです。

次に、こちらはアクセントカラーのシミュレーションとなります。萬代橋から左岸側のマンションを見た景観です。左側の写真は、マンションのバルコニーの下のほうにオレンジ色のアクセントカラーを横方向に入れたシミュレーションで、アクセントカラーの使用面積は、

今回提案した基準である3階以下の壁面面積の5パーセント程度にしたものです。一方、右側の写真は、同じオレンジ色を2階のバルコニー壁全体として1階の塀の部分に入れたシミュレーションで、アクセントカラー使用面積は、今回提案した基準外となりますが、建物の壁面全体の5パーセントとしたものです。

次のページになります。こちらにも基準内と基準外の場合を赤のアクセントカラーで、左側と右側で示したものです。

以上で色彩の説明を終わりました。次に、屋外広告物の説明に入りたいと思います。お手数ですが、最初の資料1の7ページにお戻りいただけますでしょうか。信濃川沿岸地区全体で見直しを行います。屋外広告物の基準について説明いたします。

屋外広告物の基準案につきまして、前回の審議会では、他都市では屋上広告物の設置自体を禁止している事例もあるとのご意見をいただきました。そこで、屋上広告については以前の提案を修正し、ほかの種類 of 広告物と同様に、対岸から見た場合、屋上広告が見えないよう、設置高さを地上10メートル以下としております。

壁面広告物につきましては、以前説明した内容と同様に、設置高さはビル名などを除き地上10メートル以下とし、ビル名などを設置する場合の照明方式は、バックライト式または箱文字内照式としております。

突出広告も以前説明した内容と同じで、設置高さを地上10メートル以下としております。

野立広告も以前説明した内容と同じで、設置高さを地上10メートル以下としております。

屋上広告、壁面広告、突出広告、野立広告以外の種類の広告物は、基準の変更はしないものとしております。

信濃川沿岸地区内には、新潟市屋外広告物条例に基づく万代シティ広告物活用地区が重複しております。広告物活用地区の概要については、資料3でお示しております。この広告物活用地区は、平成25年度に本審議会の答申を受け、本市を代表する商業地の一つであります万代シティのイメージの維持・向上を目的に、壁面広告の基準を一部緩和し、設置高さは上限なしとしております。

こちらの写真は、信濃川沿岸地区と広告物活用地区が重複するビルボードプレイスとBP2の間の道路の景観です。黄色の点線は地上10メートルのラインを示しています。この信濃川沿岸地区と広告物活用地区が重複するエリアにつきましては、先ほど申したとおり、万代シティのイメージの維持・向上を目指しまして、広告物活用地区を優先し、今回の見直し区域の適用外とすることと考えております。

以上で、色彩と屋外広告物について説明を終わります。よろしく願いいたします。

(西村会長)

何かご質問、ご意見はありますか。

(増子委員)

ユニバーサルカラープランナーの増子です。

まず、建築物・工作物の外壁等の色彩基準（案）ということで上げていただいた中の色相に関してですが、色相が今は10Rから5Yということで記載があるのですが、これを5YRから5Yとしたほうが良いと考えます。

理由は二つありまして、河川の特徴となる色との相性と、もう一つ、萬代橋の測色結果から考察した結果に基づいて、5YRから5Yに検討していただきたいと思っています。

資料2を見ていただきたいのですが、これはマンセル表色系によって色を表示したのになります。赤から赤紫まで10色出していて、各色を10分割しているものです。その10分割した各色の中心の色が、ここに記載されています各色の5という色相になっています。色味は連続して変化していくように、順に並べた色相環に従って色を考えていきます。

この順に従って色を見ていくと、色味の特徴としまして、10RPから4.9YRまでは、見ていただくと赤みを感じやすい色になるのです。信濃川沿岸地区は高層マンションビルが建ち並んでいるので、河川側はガラス面が並ぶのです。そこに空、川からの寒色が映り込みます。そこで、建物に使われている素材も、一般区域よりもコンクリートとか金属が多く使われていることも特徴となります。こうした区域の寒色寄りでも無機質な素材感と調和させる場合は、赤みを感じるRとかYRよりも、むしろ、自然界で見られる色の中では寒色寄りのYの色味のほうが全体としてなじみやすい傾向が見られます。

もう一つの理由としまして、萬代橋を測色した結果、YまたはB、PB、青、青紫の色が挙げられます。黄赤は7.5YRから10YRの間で見られました。萬代橋付近に赤とかそのほかの色味を加わるとどうしてもその色味に目が行きやすくなって、その色がどうしても目立ちやすくなるのです。ですので、提案した5YRから5Yに変えたほうが良いのではないかと考えます。

他県の河川区域では、10RPから4.9YRの色を警戒しつつも許容範囲を広めに取り替えることが多く見られます。萬代橋を図として考えた場合には、新潟の景観としては、この赤とか黄赤の部分は誘目性のある色として、少しおさえるべきと考えます。

(西村会長)

色が分からなかったもので、YRの色見本を出してもらえませんか。

(事務局)

今、スクリーンにお出ししているのが資料2の1ページです。YRはスクリーンの右側の黄赤系と言われるところになります。

(西村会長)

増子委員がどこの色を話していたかというのは、多分、半分くらい分からなかったのだと思うのです。

(事務局)

増子委員からご意見いただいた部分としては、左側が赤系、5 R という赤っぽい色味なのですがけれども、増子委員がおっしゃっているのは、この間にあるくらい色の部分、やや赤みが強い部分なので、この間の部分ももう少し厳しくしてといたしますか、使える色を制限していったほうがいいのかというお話だったかと思えます。

(西村会長)

インターネットでそういうものを出すことはできないのですか。

(事務局)

お手元の参考資料 2 の表紙に QR コードを掲載させていただいておまして、スマートフォンで読める方は。

(西村会長)

そこでは出せないのですか。

(事務局)

ここはインターネットがつながっていない環境ですので。

(西村会長)

増子委員のご意見は、信濃川周辺は自然の景観だから、赤という不釣り合いな色はなるべく避けておけ、という話ですか。

(増子委員)

5 Y R から R にかけては、少し時間がかかるのですがけれども QR コードで追っていただくと、5 Y R からはがぜん黄色味を帯びてくるのです。その手前になると赤みを感じやすいのです。萬代橋の景観を考えると、赤味はどうしても対比が強くなるので、自然を感じる色の中では黄色味寄りに持っていったほうが自然に見えるかなということです。

(西村会長)

もし今度この委員会があるとしたら、色を出せるように事務局と話し合っておいていただけますか。

(増子委員)

分かりました。

(西村会長)

基本的には、あの色が重なっているのですよね。それが赤から黄色に向かって重なってい

て、10Rから5YRのところの赤味はやめておいたほうがいいのかというご意見ですよね。

(増子委員)

はい。

(事務局)

この見本はなかなか難しいのですけれども、このスクリーンで言いますと、論点になっているのはこの辺りの部分の範囲を、もっと明るくなってくる部分が今、提案としては使えるようになっているわけですが、これ以上赤味に入ってくるようなこの辺りの色は使わないほうがいいのかと。5Rの色味ですと、この辺りはかなりピンク色などに見えるような形になってきます。こちらの5YRですと、赤というよりはまさに黄赤、いわゆる茶系に見えるのですけれども、だんだんこちらの赤寄りの色合いに変わっていくにつれてピンクっぽく見えてくるので、この辺りはここまで色を決めてしまったほうがいいのかということです。委員のご提案ですと、5YRから5Yまでがこの範囲という話かと思えます。5Yまではこのような形、ほかの色合いはこのような形です。青枠の部分がビルの上の部分で使える色になりますので、そのような形がいいのではないかということです。今、ここの間の色が論点になっているので、それがお見せできればよかったですけれども。スマートフォン等をお持ちの方はご覧いただければと思います。

(西村会長)

次回、用意しておいてください。

(事務局)

分かりました。

(西村会長)

橋本委員、これについて少しコメントしていただけますか。

(橋本委員)

色の見え方ですよね。やはり、調和を考えていくと、ある程度どこも目立つ建物とか、自分のビルはという形になると思うのですが、ここで話し合っているのは、ベースとなる調和する色をどこに定めるかということです。

新潟市のやすらぎ堤周辺の建物の壁面の今の色味を見てもらえると、とても淡いです。ベース色になる建物の外壁をどこまでおさえるのかという形で今、議論しているのですが、やはり、赤という色が新潟に合うのかということです。これは、アクセントカラーはなしです。アクセントカラーはあくまでもアクセントカラーであって、ベースとなる外壁の色に赤系を入れるのか入れないかという議論だと思うのです。やはり、YRで整えたほうが自然な雰囲気

気に私自身も感じます。

あと、私の意見をよろしいですか。

(西村会長)

どうぞ。

(橋本委員)

少し聞いたかったのは、ここで色味を話されているのはあくまでもペイントの色だと思うのですが、素材の色がありますよね。レンガとか木とか。特に3階以下の表記は、どういう形でとらえればよろしいのでしょうか。

(事務局)

木などの自然素材につきましては、資料1の4ページの下のほうに小さく米印で書いてありますが、基本的にはそういった素材の色については適用しないということで今、考えております。

(橋本委員)

これは建物の外壁もそうですよね。

(事務局)

外壁ですとか勾配屋根も。主に外壁かと思いますが、いわゆる木材に代表されるものです。

(橋本委員)

タイルなどはどうなのですか。

(事務局)

普通のタイルは米印に入らずに、この表を適用されるものと認識しております。石なども自然素材ですので、この表は適用しないということです。ただ、木材ですと、ベースは木材でもピンクに塗ってしまうとかというケースもなきにしもあらずなので、そういった意味では、一応、表現としては、装飾的な着色を施していない自然素材等ということで、考えております。

(西村会長)

佐藤委員、色について何かありませんか。

(佐藤委員)

今、色に関しては、単色メインでいろいろと議論を交わしていたと思うのですが、非常にベーシックな要素としては、特に問題はないと思います。ただ、橋本委員のおっしゃったタイルとかそういった素材の色有的时候に、建築様式としてはいわゆるモザイクタイルという、淡いトーンと濃いトーンと中間のトーンを使い分けてモザイク状に、離れて見たときに全体の色合いが完成したり、近くに来たときは閉塞感がないようにランダムに配置したりする手

法があると思うのです。そういうときの選択に非常に迷うなということがありまして、そのときには 10R から 5 Y もしくは Y R の、局部的に、タイルの既製品という特性もあるので、なるべくそれに近いものに利用して、これだとあまりにも大きな壁ができるので、やはり少し動きをつけたいと。いわゆるアクセントカラーとはまた違った意味です。そういうところの判断というかジャッジが、どうしますかといったときに、そこに少し逃げがないと難しいのかなと。がちがちになってしまうと、でき上がったものがすごい壁になったりということがあるので。ただ、ベーシックな要素としては非常に素晴らしいと思います。

(増子委員)

今、タイルという話があったのですけれども、タイルになってくると、塗料もそうなのですけれども、色相も問題になるのですけれども反射の明度のほうがかなりきつくなるので、明度もある程度規制が必要なのではないかと考えます。3階以下は4以上9.5以下の明度になっているのですけれども、これは下のほうで9.5以下となるとかなり反射が強くて、9.5で使う建築の方はそういらっしゃらないとは思っているのですけれども、ここは規制上、4以上8以下としたほうが良いと感じます。

理由は三つありまして、4階以上の明度を高く設定しています。大型建築物の場合は反射が強いことが懸念されます。萬代橋の測色結果から見ますと、萬代橋より明るすぎても、その建物がかなり浮き立って見えてしまうと懸念されます。萬代橋はそれほど明度が高くないので、どうしても萬代橋自身が低い建築物になりますので、3階以下の明度は8以下としたほうがよいと考えます。

4階以上は上限が9.5以下となっていますけれども、ここも9以下としたほうが良いと思います。理由としましては、河川区域の特徴である開放感を考えても、明度が9.5だとあまりにも高すぎるということです。夏の日差しを受けて、凸凹がない壁面だった場合にはどれほどの白さを周囲に放つかということを考えると、できれば8以下としたいのですけれども、9.5以下とするよりも9以下としたほうが良いと感じます。

(事務局)

萬代橋の周りという観点でいいますと、測色を行いまして、明度で言うと8とか7くらいでした。そういう意味では、増子委員がおっしゃるとおり、9.5ですと明るすぎるということがあると思うので、さらに検討を深めたいと考えております。

(増子委員)

もう1点だけ、すみません。

今度は彩度なのですけれども、3階以下は上記以外の色ですと彩度が2以下となっております。資料2を見ていただいて、彩度を見ていただいて、横軸の2のところをずっと追って

いただくと、赤い線で囲まれている部分が使える色となります。この彩度となると、けっこう色味を明らかに感じやすい色となりますので、彩度は上記以外の色であれば1以下が妥当ではないかと思えます。現に、広島、東京等の河川区域の色彩、景観を見ても、彩度は低く抑えていまして、1以下となっています。これにならって、新潟も萬代橋の測色結果からも見て、彩度をおさえたいほうがよいと思えます。

信濃川沿岸地区全域となっている範囲なのですが、同じ信濃川沿岸地区にしても、萬代橋と距離がある区域の場合は、河川の開放感というコンセプトは同じとしても、萬代橋を図として考えた景観色彩計画とは違っていいのではないかと考えます。そのほうが自然であるし、そこの建築を依頼する方々も受け入れやすいのではないかと考えます。

(西村会長)

もっと厳しく彩度を制限しろというご意見だったと思えますけれども、事務局、いかがですか。

(事務局)

今の増子委員の話は、上記以外の色が2以下ということで、色見本を見ると色を感じやすい、例えば、資料2の4ページのグリーン系で言いますと、彩度2の部分が使えます。この辺りもやや緑色を感じやすいので、この辺りを彩度1の部分でということで、特に明るい色になると色味を感じやすいとお見受けしますので、そういったところは再検討しなくてはいけないところもあるのかなと思えます。

また、後段で、萬代橋の周りとそれ以外のエリアということで、先ほども萬代橋の測色といったお話もありましたので、萬代橋を図として見たときの範囲と、沿岸区域はかなり広がっておりまして、関屋分水から信濃川の河口までがエリアになってきます。かなり広大になっていますので、関屋分水から図として萬代橋が見えるかということ、基本的には見えないと思えますので、そういったところでの考え方も整理しながら、少しまた検討を深めたいとおもいます。

(増子委員)

勾配屋根の明度に関してです。勾配屋根の明度が、現在、無彩色だと6以上9.5以下となっているのですが、6以上というのが現実的なかどうかということで、屋根の色は基本的に低明度が多い傾向にありますので、暗すぎても空との対比はかなり強くなるので、4からのほうが自然、妥当なのではないかと思えます。

勾配屋根の色彩基準は、前の4ページの建築物・工作物の外壁等の色彩基準を基に出しているのですが、もしもこちらの建築物の色彩が変われば、色相の範囲も変えて、明度の上限値も9.5になっていますが9くらいで抑えるということも検討していただければと思えます。

(西村会長)

今後、多分、検討されると思うのですが、事務局は増子委員と少し相談しながら、どこで落とすというか、どこでラインを決めていくかということを進めていただけますか。いろいろなお意見を持っていらっしゃるようなので。専門家だからもちろんそうなのでしょう。それと行政との間合いをきちんと連絡を取りながらやっていただけるといいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

(事務局)

先ほども、表示できなかった色相もありましたので、そのようなところも増子委員と相談しながら、皆様にも考えていただけるように準備していきたいと思います。

(西村会長)

増子委員、それでよろしいですか。過程の中できちんと意見を言って、自分の思いを入れてみてください。

(増子委員)

はい。

(西村会長)

ほかに、色について、中川委員、何かありませんか。

(中川委員)

資料ではなくてあれですけれども、参考資料1の7ページや8ページのアクセントカラーについて、素人の感想なのですけれども、この基準内でも割と周囲と調和していない色かなという印象を少し受けました。

あと、もう一つ気になったのが、信濃川から見た色とか広告について規制するというのは分かるのですけれども、逆側から見た広告や色も同じ基準で規制するというのは、どういう意図で考えられているか、質問します。

(西村会長)

今、二つありました。アクセントカラーが調和しない、多分、彩度が振り切っているのも、色が強すぎるのだと思います。アクセントカラーといえども色が強いとおっしゃったのですね。

(中川委員)

そうです。基準がこれでいいのかなというのが率直な感想です。

(西村会長)

2番目については。

(中川委員)

2番目は、信濃川から見た広告とか色を調和するよというのは景観から分かるのですが、逆側から見た景観はまた違うと思うのです。万代地区から見たときに、広告が多少上にあたりしてというのもありうるのかなと思ったのです。両側も景観を同じにするというのは何か意図があるのかと、疑問に感じた次第です。

(西村会長)

難しい質問ですが、いかがでしょうか。

(事務局)

アクセントカラーの色味につきましては、他都市の事例なども研究しなければいけないのかなと思うのですが、今、分かりやすいように、敢えてこういう感じで、西村会長がおっしゃったように彩度を高くしたのですけれども、ただ、アクセントカラーの範囲なども指定しているような都市もありますので、そういったところも少し検討していく必要はあると思います。

それから、後半のほうなのですが、ご意見を理解していない部分もあろうかと思うのですが、基本的にはこのエリア、信濃川の対岸から見たときに対岸の方向がどう見えるかということ、基本コンセプトとしているのですが、例えば、萬代橋を歩いているときですとか、あるいはやすらぎ堤を歩いているとき、緑地が切れていて、対岸ではなく歩いている側の建物も見えるケースもあるので、そちらも少し考えたほうがいいのかというご意見がありまして、こういった検討をしているということです。

委員がおっしゃっていることの答えになっていないかもしれませんが、すみません。

(中川委員)

すみません、私の理解が。基本的に今回の設定、この写真で言うと信濃川から見たところだけを規制するのであって、建物の逆側は規制をかけないという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

裏側ということですが、今回お示ししている案ですと、裏側も規制します。というのは、考え方としては、単体としての建物全体の見え方、見せ方もあると思いますので、建物の一面で切り替えていくのが、委員がおっしゃったように万代側から見たときと萬代橋から見たときで全然違うデザインというのは、果たして建築的に美しいのだろうかということもありますので、規制としては建物全体としたいということで、今、考えております。

(中川委員)

分かりました。

(西村会長)

基本的にはゾーンで基準が設定されているから、ゾーンの中に入っていれば同一基準で行

われると考えていいのですよね。

(事務局)

そのとおりです。

(橋本委員)

この資料だと、2案がまだ検討中ということですか。3階以下の5パーセントとか。

(事務局)

今日お示しした案としては、シミュレーション資料で言いますと左側の案でいいのではないかと、仮に違う案だと右側のイメージになりますということです。基本的にはこれを比べながら、市としては左側、3階以下の壁面の5パーセント程度に使用量を収めたほうがいいのではないかと、提案させていただいております。

(西村会長)

ありがとうございました。少し時間がかかりました。やらなければいけないことがこの先たくさんありまして。

それでは、次の広告についてです。何かご意見はありませんか。

(石田委員)

工作物であったり屋外広告の部分で私が改めて思ったのが、いろいろ規制が煮詰まりつつある中で、改めて、今の新潟が屋外広告物のまちへのかかわり、景観へのかかわりについて、どれだけ市民の方々の理解があるのかということを改めて振り返る必要があるのかなと思います。というのは、秩序と調和、隣接する道路内の良好な景観を築くことができれば、もちろん、新潟の屋外広告の景観が明らかに向上するわけなのですが、それは十分に市民に改めて共有する必要があると思っています。目指すべき将来像、理想像を市民に具体的に提示するのが大事だと思っております。実際にどのようなまちが新潟のこれからのまちにとって参考になるのかというものを具体的にもう少し提示できたらと思っています。

(西村会長)

信濃川の将来の姿を見せてくれということですか。

(石田委員)

信濃川といいますか、にいがた2km全体のエリア、開発区域に関してです。少し話がまとまらないですけれども。

(西村会長)

いえ、大丈夫です。それで、石田委員としては、この改正についてはどうお考えですか。

(石田委員)

とてもよくなってきている、煮詰まってきていると思います。しかし、屋外広告に対して

の理解が、規制を作るに当たってどれだけ皆さんに理解してもらっているかということを改めて振り返る必要があって、例えば、他の自治体では広告景観賞というものがあつたりするのですけれども、現在は、新潟にはないようです。それは各自治体で広告を作る職人や、それを依頼する依頼主だったり、それを使用する大衆の皆さんそれぞれの関係が、コミュニケーションとか理解し合える関係を築くためにそういうものを設けていると思うのですけれども、新潟にはそれがないので、そういうものを新潟でも積極的に導入したり、そういった部分でもう少し市民の方にとって広告というものはこうするとまさに大きな影響があるということを具体的に提示できたらと思っています。

(西村会長)

町の人たちがもっと広告について関心を持ってもらえるような啓発活動なり、市役所からの景観の示し方をもっと考えてやったらいいのではないかというご意見ですか。

(石田委員)

そうです。こんなにまちに影響があるのだということを提示したうえでの規制を作っていく必要があるのだと思います。

(事務局)

屋外広告物についてはエリアによって活用の形が違ってくると思いますので、今回、信濃川沿岸については、やはり、自然とか萬代橋、信濃川を活かしたという意味合いからも、なるべくそういったものを強調しないような方向で考えさせていただいております。逆に、飲食店の繁華街になってくれば、こういった広告で人の賑わいづくりとかそういった形を取ることが大切になると思いますので、将来的には、エリアごとに広告の考え方を新潟市としても決めていければと考えております。

(西村会長)

早福委員、いかがでしょうか。

(早福委員)

今までも議論が自分にとっては非常に難しく、色味などに比べたら屋外広告物のほうが自分には分かりやすいのですが、抑制的に目立つ建物の上のほうには、ここでは15メートル以下だったものを10メートル以下に下げることなので、いずれにしても抑制的な方向に働くということなので、そこは方向性としてはいいのかなと考えています。

(西村会長)

ほかにご意見はありませんか。

これは比較的肯定的なご意見でした。

1時間弱たってしまいました。それでは、高さ制限についての議論に移りたいと思います。

事務局からご説明ください。

(事務局)

それでは、高さ制限について説明させていただきます。

前回の審議会でも議論を進めさせていただきました、信濃川沿岸地区と都市再生緊急整備地域とが重複するエリアの高さ制限の見直しについてになります。高さ制限の見直しの具体的な説明に当たりまして、都心における景観形成の方向性や、萬代橋周辺、万代島が目指す姿などについて説明させていただきたいと思います。

本市の景観形成など都市計画の基本方針であります都市計画マスタープランにおきましては、都心・まちなかの景観形成について、イラストのイメージのような、水辺を活かした魅力的な空間などの都市景観の形成を図ることとしております。萬代橋周辺や万代島の将来像につきましては、都市計画マスタープランのほか、国が定めた都市再生緊急整備地域の地域整備方針、新潟県、新潟市が策定した万代島地区将来ビジョンなどで方向性が示されています。萬代橋周辺の将来像としては、信濃川やすらぎ堤や万代テラスなどを活かした魅力的な賑わいあふれる水辺空間の形成、万代島の将来像としては、みなとらしさを感じられる賑わい空間の形成などとしています。

都市再生緊急整備地域の地域整備方針では、萬代橋周辺、万代島の将来像を実現するために、土地利用として増進すべき都市機能について、オープンカフェなど賑わいを創出する開発を促進し、体験型・時間消費型の都市機能を強化する方針としています。

萬代橋周辺や万代島それぞれのエリアの将来像を実現するために、今後は体験型・時間消費型の都市機能を強化していく方針の中、景観のあり方や視点については、例えば、レストランでの飲食や広場などで行われるイベントに参加するなどといった過ごし方ができる空間形成も重要であると考えられます。

萬代橋周辺や万代島におきまして、レストランでの飲食や広場などのイベントなど、体験型・時間消費型の過ごし方ができる空間形成を誘導するために、建物の高さ制限のみを行えばよいのではなく、その見直しやそのほかの手法も活用し、このような将来像の実現に向けた空間を誘導することが求められているところです。

このような将来像や前回の景観審議会でのご意見を踏まえまして、高さ制限を見直すエリアについて検討しております。前回の審議会では、高さ制限を見直すエリアを信濃川沿岸地区と都市再生緊急整備地域が重複する部分に限定しましたが、萬代橋周辺とそれ以外でエリアを分けてはどうか、などの意見をいただきました。高さ制限を見直すエリアにつきましては、今回、萬代橋周辺と万代島の二つに細分化しております。

こちらは高さ制限を見直すエリアの拡大図です。萬代橋周辺のエリアは、赤で示した信濃

川左岸側と右岸側の柳都大橋北側までとしています。万代島のエリアは黄色で示した柳都大橋の北側から佐渡汽船ターミナルまでとしています。

次に、高さ 50 メートルを超える場合の景観形成の方針についてです。萬代橋周辺と万代島は将来像なども異なることから、エリアごとに景観形成の方針を設定することとしています。萬代橋周辺は、萬代橋と調和し新潟都心として洗練された景観づくりや、対岸を見たときに背後に広がる市街地を感じられる景観づくりを。万代島は、みなちを感じられるような景観や既存のランドマークとの調和、新たなシンボルとなる景観づくりを進めることとしています。また、二つに共通して、緑を感じる景観や広場など、人々が交流できる景観づくりを進めることとしています。

萬代橋周辺と万代島のそれぞれの景観形成の方針を踏まえた、高さ 50 メートルを超える場合の景観基準についてです。萬代橋周辺では、萬代橋の御影石や空と調和する素材やデザインを用い、背後のランドマークなどの見え方に配慮するよう努めるなどを定めます。また、万代島については、既存のランドマークとの調和や、みなちを感じられる建物の低層部は透明化し、水辺が望めるよう努めるといった基準を定めています。また、信濃川に対して長大な壁面となることを避けるため、見付け面積の制限を設けています。これらの基準を前回の審議会で説明した高さ 50 メートルを超える建物の基準に追加し、先ほどの色彩や屋外広告物も含めたものを資料 4 として、A 3 の資料になりますが、こちらにまとめさせていただいております。併せてご覧いただければと思います。

資料 1 になりますが、信濃川に面する建物の壁面の見付け面積についてです。前回の審議会で説明しました基本的な考え方を、高さに関連付けた数式として基準で示しています。この図は、建物の立面形状が四角形の場合の一例で示しています。現状の 50 メートルの高さ制限における最大の見付け面積を、信濃川に面する敷地長さ A に、高さ制限の 50 メートルを掛けた $50A$ としまして、高さ 50 メートルを超える建物の幅 B と高さ C を掛けた面積がそれを超えないことと表現しています。

次に、信濃川沿岸地区における高さ 50 メートルを超える建築計画のフロー図についてです。全体の流れは前回の審議会から変更はありませんが、建築計画が固まった段階で相談や協議を行うことがないように、建築計画の配置計画や平面計画などが決定する前の初期段階から景観アドバイザーなどと協議を進める枠組みをルール化することとしています。

次に、建物高さの上限についてです。前回の審議会では、上限は設けるべきとのご意見をいただきました。このため、河川空間の建物高さにつきまして、国が策定しています河川景観ガイドラインの考え方を基本として検討しています。この河川景観ガイドラインは、それぞれの地域にふさわしい河川景観の形成や保全を図ることを目的に、それに必要な視点や活

用すべき手法などを国が示したものです。ガイドラインでは河川空間の開放感についての考え方が示されておりまして、都市部を流れる河川の開放感は両岸までの建物間隔と建物の高さで評価できるとされ、指標が示されております。

都市部を流れる河川空間における開放感に関する指標につきましては、前々回の景観審議会で説明したものです。図にありますように、両岸の建物間隔をD、建物高さをHとした場合、D割るHが4を超えると、広がり感が卓越し開放的な印象となり、D割るHが2を超え3.5未満で適度なバランス感、D割るHが1.5よりも小さくなると谷間のような印象というように示されています。萬代橋周辺と万代島の将来像や市民意識調査などから、萬代橋周辺は①の広がり感が卓越する開放感、万代島は②の適度なバランス感を基本的な考えとして検討しております。萬代橋周辺と万代島におけるそれぞれの開放感の指標を基本に高さの上限を計算し、今回の審議会では案1から案4まで、具体的な数値を表にしてお示ししています。

それぞれのエリアについて説明いたします。まず、萬代橋周辺についてです。河川景観ガイドラインの開放感が卓越する範囲の建物高さは、両岸の建物間隔Dを指標の数値4で割ると算定できます。図は萬代橋周辺の左岸の上空から右岸方向を見たものです。萬代橋周辺の両岸の建物間隔は約300メートル、さらに、信濃川沿岸地区の区域の幅が100メートルですので、300メートル割る4で高さ75メートル、400メートル割る4で高さ100メートルとなります。開放感が卓越する高さの上限は、建物高さは75から100メートルの間を目安と考えております。

案1から案4の場合について、断面図で具体的に説明いたします。この断面は、萬代橋から約20メートル上流の位置で作成しています。水色の斜めの線が卓越した開放感を感じる建物高さの上限ラインを示し、斜線の起点はやすらぎ堤の手すり脇に立つ人の目線の高さに設定しています。右側の長方形の形をしたものが建物の断面で、高さ制限を見直した場合、上限まで建物を建てた場合を表現しています。また、現在の高さ制限である50メートルラインを黒点線で示しています。

これは、案1の場合の断面図です。案1は、卓越した開放感の斜線に沿った高さを上限として、信濃川に近い位置は高さ75メートル、信濃川から離れた位置は100メートルとしたものです。

次に、案2の断面図です。案2は、卓越した開放感の斜線の最も低い高さである75メートルとしたものです。案1と異なり、信濃川から離れた位置でも一律75メートルとする案です。

次に、案3の断面図です。案3は、卓越した開放感の斜線の最も高い高さである100メートルとしたものです。断面図のように、上限ラインからはみ出している状況になっております。

最後に、案4の断面図です。案4は、卓越した開放感の斜線の間接点で、案2と案3の平均値となる87.5メートルとしています。信濃川に近い位置で上限ラインから少しはみ出す状況となっております。

次に、万代島についてです。河川景観ガイドラインの適度なバランス感の範囲の建物の高さは、兩岸の建物間隔Dを指標の数値2で割ることで算定できます。図は、萬代橋の左岸の上空から万代島方向を見たものです。万代島の兩岸は、建物間隔が萬代橋周辺よりやや狭く、約240メートルです。信濃川沿岸地区の区域は萬代橋周辺と同じく100メートルですので、240メートル割る2で高さ120メートル、340メートル割る2で高さ170メートルとなります。適度なバランス感を感じる建物の高さの上限は120メートルから170メートルの間を目安として検討しています。

案1から案4の場合について、断面図で具体的に説明していきます。断面図は、朱鷺メッセのホテル日航新潟付近の位置で作成しています。斜めの線が適度なバランス感を感じる建物高さの上限ラインを示し、斜線の起点は、みなと左岸の遊歩道の際に立つ人の視線高さに設定しています。

これは、案1の場合の断面図です。案1は適度なバランス感の斜線に沿った高さを上限として、信濃川に近い位置は高さ120メートル、信濃川から離れた位置は170メートルとなります。

次に、案2の断面図です。案2は適度なバランス感の斜線の最も低い高さ、120メートルとしたものです。案1と異なり、信濃川から離れた位置でも一律120メートルとする案となります。

次に、案3の断面図です。案3は適度なバランス感の斜線の最も高い高さの170メートルとしたものです。断面図のように上限ラインからはみ出すこととなります。

最後に、案4の断面図です。案4は、適度なバランス感の斜線の間接地点、案2と3の平均値となる高さ145メートルとしています。信濃川から近い位置で上限ラインからはみ出す状況となっております。

以上は断面図での説明ですが、実際にどのように見えるのか、主な景観での写真によるシミュレーション画像をご覧いただきたいと思います。委員の皆様は参考資料1の10ページをご覧いただければと思います。

こちらの写真は萬代橋右岸の万代テラス上屋がある付近から萬代橋を見た景観で、萬代橋周辺のシミュレーションとなります。ホテルオークラ新潟左側の、現在は駐車場や戸建て住宅などが建つ街区でシミュレーションを行っております。左側の写真が現況を示しております。シミュレーションが右側の写真になります。

これは萬代橋周辺の案1の75メートルのケースです。建物の配置は、信濃川に寄せて配置しています。したがって、案2も同様の見え方となります。

続きまして、11ページになりますが、案1の100メートルのケースを描いています。案1の100メートルの場合は、建物が信濃川から離れた配置となっておりますので、少し建物が奥まった印象となります。また、川に面する建物の見付け面積の基準も考慮していますので、建物が高くなると横幅が狭くなり、縦長の形状となります。

次は、案3の100メートルのケースです。こちらの建物の配置は信濃川に寄せて配置しています。案1の100メートルのケースと比べて建物が前側に出てきております。もしでしたら、スライドを見ていただければと思います。ここで前の11ページと比較していただくのに時間がかかるかと思しますので、スライドでお示しします。

次に、案4の87.5メートルのケースです。建物の配置は信濃川に寄せて配置しています。100メートルの場合よりも建物が低くなりますが、見付け面積の基準により建物の横幅は広くなっております。

次に、信濃川左岸の萬代橋上流側から東詰を見た、現況の建物を変更した場合の景観です。先ほどと同様、右側の写真が案1と案2の75メートルのケースです。

こちらは、案1で信濃川から離れた位置の場合の100メートルのケースです。

こちらは、案3の信濃川に近い側での100メートルのケースです。ここでも同じように前のページと比較して見ていただければと思います。建物が前になって前に出てくる感じになります。

続きまして、こちらは案4の87.5メートルのケースです。

次に、信濃川左岸のやすらぎ堤から右岸の萬代橋東詰を見た景観です。右の写真の中ほどに現況の建物がありまして、これを75メートルに変更した配置のケースです。屋上広告のある建物を75メートルとしたケースです。

こちらは、右側の写真ですが、中ほどの建物を50メートルにしたケースです。

少しページを飛ばさせていただきまして、位置⑤になります。24ページをご覧くださいいただければと思います。こちらからご説明させていただきたいと思っております。

こちらは万代島のシミュレーションとなります。萬代橋から万代島を眺めた現況の建物を変更した場合の景観となります。こちらは、案1と案2の120メートルのケースです。概ね佐渡汽船の辺りに建てたものです。こちらが、案1で信濃川から離れた位置での170メートルのケースになります。

こちらは、案3の信濃川に近い位置での170メートルのケースです。こちらも参考に前のページと動かしていただくと、建物が前後するような形になります。

こちらが案4の145メートルのケースです。

シミュレーションの関係は以上とさせていただきます。

最後に、景観に関して、市民の皆様を意識調査を行わせていただきましたので、その結果を参考までに報告させていただきます。

参考資料2の2ページをご覧くださいと思います。初めに、実施概要からです。調査は、市内在住の満18歳以上の2,000人の方を無作為に抽出し、実施しました。回答数は約900人で、約45パーセントの大変高い回答率となっております。アンケートは、萬代橋周辺や万代島の景観に関する内容のほか、新潟市の景観全般に関する内容も含んで行っております。

本日は、今回の議論に関わる項目について抽出して、簡単に説明させていただきます。少しページを飛ばさせていただきます、8ページをご覧くださいと思います。萬代橋周辺の景観に関するアンケートの結果です。この設問は、萬代橋周辺の建物やその敷地がどのような場所であるとよいかについてお聴きしております。レストランなどの飲食を楽しむ場所が約半分、広場などで家族などと過ごすまたは広場などでイベントなどに参加するが40パーセント程度と、この三つが多い傾向となっております。

次に、萬代橋周辺の景観がどのような景観であるとよいかをお聴きしています。やはり、重要文化財萬代橋を活かした景観が最も多く、約5割。緑を感じる、開放感を感じるが約4割、広場があるが24パーセントの順となっております。

次は、萬代橋周辺の現状の建物の高さについてお聞きしています。現状の既存の高さのままがよいという方が45パーセント。優れたデザインの建物であれば高さは関係ないが31パーセントとなっております。

次に、萬代橋の建物の高さの上限の数値についてお聞きしたものです。25メートル以下が23パーセント、50メートルと上限は無くても良いが20パーセントとなっております。

次に、万代島に移りたいと思いますので、14ページに移っていただければと思います。こちらは万代島がどのような景観であるとよいかをお聴きしたものです。開放感を感じるが約4割。緑を感じるが38パーセント。シンボリックな建物があるが35パーセント。広場があるが30パーセントとなっております。萬代橋周辺に比べてシンボリックな建造物がある景観の回答が多くなっています。

次に、万代島の建物の高さについてお聞きしたものです。現状の高さのままが良いが43パーセント。優れたデザインの建物であれば高さは関係ないが36パーセントとなっております。

万代島の建物高さの上限の数値についてお聞きしたものです。上限が無くても良いが27

パーセント。次に 50 メートル、150 メートルの順で多くなっている状況です。

以上で、市民意識調査の概要について説明を終わらせていただきまして、事務局の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(西村会長)

資料がたくさんあったので、全体を理解するのはなかなか難しいかもしれませんが、大きくは二つの地域に規制を分けてみようというのが、まずスタートポイントだと思います。萬代橋周辺と万代島の二つの地域で少し傾向が異なっていだろうというのが事務局の提案です。そして、高さ制限についていくつか提案があります。出していただいたように四つ提案がありますが、今のままというものも含めると、提案は五つになると思います。

それで、ご紹介いただいたように意識調査をしていただいて、45 パーセントというのは相当高い数値だから、市民の方々が萬代橋、信濃川の景観についてかなり高い関心を持たれているということが分かるのだと思います。そして、結果としてはこうなっています。

読み方はいろいろとあるのでしょうかけれども、こういうアンケート調査は岡崎委員が割とやられているので、どのように読むか、岡崎委員なりに説明していただけますか。

(岡崎委員)

解説するほどの立場ではありませんけれども、私が最初から申し上げているのは、アンケート調査を取るのは、とても基本的な項目についてはいいのですけれども、最初のほうで聴いているような新潟市全体の景観についてはアンケート調査になじむ話ですけれども、例えば、萬代橋周辺の建物の高さなどについては、新潟市の方も十分ご承知のうえで、あくまでも参考にとということでおさえられたのでしょうかけれども、いろいろな背景がありますので、背景の説明などを聞いていない状況で聴いて、それを判断にどうこうというのは我々としては使いにくいということは最初から思っているところです。

印象としては、萬代橋を大事に思っている方がけっこう多かったりして、そういう意味では少し安心しているところではあります。

(西村会長)

ということです。今、出していただいているように 1 番、2 番という項目は、けっこうみんな現状の開放感のある、そして萬代橋が重要文化財として新潟のシンボルだということを強く感じられているということだと思います。

さて、そこで、二つに分かれていますから、時間も限られていますけれども、萬代橋周辺の高さの制限について、少し議論を集中しておきたいと思います。四つの提案についてシミュレーションしていただいて、建物がかりに置かれています。これについて、皆さんどういうご意見を持っているか、それぞれご発言ください。

(荒川委員)

アンケート調査を見せていただく中で、緑を扱っている業界としまして、皆さんが緑についての景観を非常に望んでいるのだということが分かって、とてもうれしく思います。

規制の問題とかいろいろあるのですけれども、マスメディアでも大きく報じられていますし、ここで規制をかけてより新たな投資を遮断するのではなくて、少し規制を緩めて、既存に投資した方もたくさんいらっちゃって、その人たちにメリットがあって新しく投資しようという人たちのメリットがないのはどうなのかと思いました。高さに関してというよりも、投資の面です。新潟がこれから発展していくために、新潟市としてどのようなメッセージを投資家や新潟市民に対して出すかということが大事ではないかと思います。

先ほどのイメージ図にありましたけれども、緑があふれていて非常に素晴らしいなと思いましたし、高さを高くする代わりにオープンスペースを設けてそこを緑化していただくというような形ですので、いいなと思うのと、今日も雨がたくさん降って災害のリスクが高まっておりますけれども、100年とか1000年に一度の災害が起きるという中で、私は前もこの審議会で発言したのですけれども、ものすごい大雪が降って、このエリアで雪をのける場所がまずないということがあったのです。それは本当に一例ですけれども、万が一信濃川がはんらんする危険性が全くないとは言えない中で、オープンスペースをたくさん設けて、かつ、いろいろな事業者に投資していただくような環境の整備が大事なのではないかと感じます。

(橋本委員)

今回の高さ規制の緩和ということで、一度振り返ってもらえればいいのですが、都市再生緊急整備地域でほかの地域も囲まれた中で、規制緩和をしてまでも良好なもの、先ほど、緑を取り入れながらも良好なものを建てましょうということで、50メートル規制をかぶっているところも何かしら、やはり都市を動かしていく、活性化していくと。そこはやむをえないのだろうと思っています。ただ、無条件で行くのではなくて、やはり、良質な、そして、市民のアンケートにもあるように、優れたデザインの建物であればということがけっこう多いのです。ただ、優れたデザインというのは、多分、皆さん思い描いているものが違うと思います。それでは無条件に高さなどはいいいのだと言って取り払ってしまっは、とても無謀な状態になりえると思いますし、今まで守ってきた50メートル規制という、岡崎委員もいろいろな背景で努力されて、ある程度基準を設けているのです。その範囲を良質なものに入れられれば、多少、規制を変えられると、私はそのような解釈でこの会にいます。

万代島と萬代橋の辺りは、地形とか距離感とか、エリアがそれほどは分かれていないと思うのです。朱鷺メッセが存在していますし、広大な緑があるので、用途地域的には分かれていると思うのですが、高さがものすごく変化してしまうと、少し疑問を感じます。緩和は、

75メートル、どこか提案がありましたよね、萬代橋の。そこと万代島に行くともものすごく緩和されるというのは少し疑問を感じたのですが、この計算式で行くと、万代島の朱鷺メッセが広大な緑の緑地があるから間口を狭めてのっぼなビルで140メートルという解釈でいいのですよね。それで、その建物があのエリアに何本も建てられるかという、今、シミュレーションで2本建っていますけれども、そういうものが建つようなシミュレーションは考えられているのでしょうか。そこだけ聞きたいと思います。

(事務局)

シミュレーションの敷地を考えても、今回、黄色でお示した万代島エリア、現況をベースに将来的にどうなるかという、いろいろな可能性があると思いますけれども、黄色で示したエリアだけで考えますと、シミュレーションとしては、朱鷺メッセ以外となると佐渡汽船だけということで、実際、そのところになるのかなと。

(橋本委員)

このシミュレーションで建物の高さだけは上がっているけれども、それを上げるためには佐渡汽船周りの環境整備を、それに値する公園を造るなり何か整備しないと、上にあげられないという理解でいいですか。

(事務局)

基本的には、空地ですとか、あるいは優れたデザインといいますか、このエリアですと港町らしさを感じるということで、万代島の将来ビジョンでそういった方向性を持っていますので、そういった景観に資するような、今回、基準案を示させていただいていますけれども、かりにそれでよろしければ、そういった形の景観に貢献できるものであれば、上限の高さまで良いのでは考えています。

(橋本委員)

だから、そんなに大きな土地を持って開発できるエリアがあるかという、それほどないですよね。朱鷺メッセくらいでしょう。

(事務局)

実際、県の土地ですので、ほかに民間で大きな開発ができるかという、万代島自体は非常に限定される部分があります。

あと、実際、今回見ていただいたところで、例えば、170メートルのものを建てた絵を見てもらっているのですが、これは前後で下がっているのですが、実は、特別区域に入っているところのすぐ裏に空いているところがありますので、そこだと逆に高さ制限がないので、そこにもし100メートルとか120メートルが建っても、見え方としては萬代橋から見てもそれほど大きく変わらないのかなというのが、あくまでも事務局側の考えです。

ということで、万代島については、制限的には周辺よりは緩くしてもいいのかなということで考えさせていただきました。

(西村会長)

朱鷺メッセは、朱鷺メッセが建ったときにこの規制がなかったので、現状は既存不適格という状況で建っていると考えていいのですよね。

(事務局)

そのとおりです。

(西村会長)

ほかにありますか。

(事務局)

事務局から、今日欠席の久保委員からご意見をいただいているので、ご紹介させていただいてよろしいですか。

(西村会長)

どうぞ。

(事務局)

公募委員の久保委員から、ご欠席なのですが、ご意見をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。萬代橋周辺の部分に関して、読み上げます。

国土交通省の河川景観ガイドラインに基づいて基準を検討することについて、有用とされますので、個人的には万代島周辺で上限を緩和する際に検討するうえで参考にしてよいと思います。ただし、国重要文化財である萬代橋とその周辺の水辺景観の広さについては、本市のみなとまち文化を象徴する、ほかに代えがたい文化的景観だと思いますので、経済性を優先して景観、文化的価値を可能な限りで削る前提での検討は危険に思います。

アンケート結果を拝見しますと、萬代橋周辺の高さの制限については、具体的な数字として25メートル、50メートルが全体としては特に大きいということを慎重に受け止めていただく必要があろうかと思えます。さらに、アンケートでは、良好な景観を造っていくための取組みとして、緑地などの自然、歴史的な建造物などの保存・活用が特に選ばれています。これらのアンケート結果を踏まえても、萬代橋とその周辺景観については、これまでの高さ規制を維持しつつ色彩や広告物のルールを作成し、より景観的・文化的価値を向上させるとともに、緑地の保存・活用も併せて、行政、市民で萬代橋周辺の今後の景観のあり方や保全や活用手法について議論し、実践する機会を作っていく必要があるのではないかと再認識いたしました。

萬代橋周辺については、以上のご意見を公募委員の久保委員からいただいております。

(西村会長)

久保委員は現状でもう少しやれることがあるだろうというご意見ですね。

中村委員、何かありますか。

(中村委員)

私は、前の会議のときも、実際に新潟駅からここまで2キロ歩いてきました。そういうことをやりつつ、自分の目でこういうことを確かめたいと思って暮らしています。

少し離れてしまいましたけれども、連休のときに音楽イベントなどもあったので、音楽文化会館で音楽を体験して、そこから新潟駅の前に新しく建て替えられたマルタケビルでコンサートがあったので、そこまで歩いて行きました。途中、八千代橋の脇に鯉のぼりがありまして、イベントも行われていました。それで、音楽文化会館側から八千代橋まで歩いて、八重桜とかが咲いているいい時期だったのですが、八千代橋を渡ってイベントの一番中心の辺りを通り抜けて新潟駅のほうに向かったのです。そういうことをやりたい市民は多くいると思うのです。子どもと一緒に遊びたいとか老夫婦で歩きたいとか。新潟はなかなか1年中そういうことができる天候ではありませんけれども、一番いい時期に市民みんながそういうところに繰り出してきたら楽しいのではないかと思います。

それで、こちらの16ページとか18ページとかに絵がありまして、とても魅力的なのです。これが実現できる、例えば、これからビルの建て替えが行われるとしたら、ホテルオークラ新潟ですとか、萬代橋の近くの大きなビルを建て直すような場合は、ぜひ、橋とビルと緑地のデザインを、少しお金がかかってもいいので、ずっと新潟の魅力としてあり続けるような、建物のデザインも含めて検討してほしいと思います。また、そういう機運をこの会議で示させていただいて、感じておりますので、大変期待しております。

(西村会長)

高さの制限についてはどうお考えですか。

(中村委員)

高さ制限については、自分で歩いてみた実感として、規制してほしいと思います。前からそういう気持ちですけれども、特に萬代橋周辺については規制をお願いしたいと思います。

万代島については、今日のシミュレーションなどを見て、あまり規制は必要ないかもしれないなど、緩めてもいいかなと思います。

(事務局)

我々としても、中村委員から見ていただいている先ほどの賑わいづくりという部分がありますので、萬代橋周辺の賑わいづくりのためにも、ぜひ、そういった良好な景観というものも大事ですし、併せて、賑わいづくりの開発といったものも含めたものを進めていきたいと

思っております。

そこで、やはり、開発する方にとっても、高さ的にもある程度緩めていただきたいという部分はあるかと思っておりますので、その中で、よいデザインのものとか、そういった民間の空間とやすらぎ堤を結ぶような空間づくりといったものも併せてアイデアを出していただくためにも、今回の事務局の提案も、一つ、どうなのかということで、ご検討いただければ思っているところです。

(西村会長)

今、高さの制限はそのまま続けてほしいというご意見だったと思いますが、それに対してはいかがですか。

(事務局)

高さ制限については、基本的に今のままということであれば、やはり、今までの建築していく中でやっていただく形になると思っておりますので、ここまでの条件はなかなか行政としても出しにくいのかなと思っておりますので、ある程度そういった賑わいの創出をやっていただけるようなものについて、制限をある程度緩和できれば、見直させていただければ思っております。50メートルということになると、やはり、ある程度現況の建築でやっていただく、それ以上の規制をかけるというのは非常に、財産権とかいろいろそういった部分から、非常に厳しいのかなと事務局は思っております。

(西村会長)

50メートルの規制のまま可能だと考えていいということですか。

(事務局)

50メートルの規制のままだと、やっていただけたところがあるかどうかということは明確には申し上げられないのですが、我々としては、先ほど申し上げたとおり、空間も併せて設けていただく中では、50メートルの規制緩和、見直しが必要なのかなと思っております。

(西村会長)

50メートルの規制の中でいろいろな選択肢を探ってみるという方法もなきにしもあらずだと思うのです。つまり、高さを緩和して空地进行を増やしていくという方法もあるだろうし、50メートルの規制の中でやれることがもっとあるのではないかと考えることもできるわけです。今の中村委員のご意見は、50メートルの規制の中でもってやれることを広げてほしいという意見だったと思いますが、それに対してはどうですか。

(事務局)

新潟市としてはなかなかそこまで強制できるものではないと考えておりますので、あくま

でも協力いただけるというような開発になるかと思っております。

(西村会長)

中村委員、いかがですか。ご意見としては、先ほどまとめた感じでいいのですよね。

(中村委員)

はい。けっこうです。

(西村会長)

ほかにありませんか。

それでは、私から。シミュレーションの図を見せていただきたいと思います。例えば、青いビルが建っていきまして、10 ページですが、これが 75 メートルに高さを規定したときの建物のシミュレーションですよね。萬代橋の橋詰めは、やはり、市民の方々のアンケートにもあるようにとても大事な空間なのですが、75 メートルを考えると、橋詰めを避けるというシミュレーションのようにも見えるのですけれども、そうなのですか。ホテルがある敷地から一步避けて、橋詰めのところは残しておくというシミュレーションのような気がするのです。逆側も同じことだったと思います。

(事務局)

西村会長の話ですと、シミュレーションはホテルオークラ新潟の隣の敷地を書いているわけですが、そうではなくて、ホテルオークラ新潟の敷地でシミュレーションしたほうがいいのではないかということでしょうか。

(西村会長)

いや、75 メートルのビルが橋詰めにぴったりくっつく可能性があるのかどうかということです。それはシミュレーションをした方にもよるのだろうけれども、ワンプロック避けたということのようにも見えるのですが、それはそうなのですか。例えば、21 ページを見せていただくともっとよく分かるのですけれども、これも高い建物がワンプロック避けてあるのです。それは、シミュレーションをするときに、橋詰めの空間を避けなければいけないと考えているようにも思うのだけれども、それはそうなのですか。橋詰めに大きな空間を作るのだという提案もこのシミュレーションは含んでいますが、そういうことなのかなということです。

(事務局)

そのとおりです。基本的には、橋詰め側に空間を作るイメージで作らせていただいていますので、今、会長が言われたとおりでよろしいと思います。

(西村会長)

これはそういうことがないと考えていいのですか。橋詰め側に高い建物が寄ってこないと

考えていいのですか。

(事務局)

その可能性は、今の状況だとあると思います。

(西村会長)

そういう条件で建物が建つと考えていいのですか。

(事務局)

シミュレーションもボリュームだけではなくて空間としてどうあるべきかということ少し考えながら作りまして、この位置ですと、敢えて萬代橋側から離して、萬代橋側に広場があったほうがいいのかなど。これは事務局の考え方ですけれども、北側に空地があるよりは、萬代橋に近いところに空地があったほうがいいだろうということで、萬代橋に寄った側に空地を寄せたという書き方ですし、最初の位置で言いますと、景観は多様なので、これだけでは何とも判断しがたいと思うのですけれども、今回お示ししている50メートルを超える場合の基準で、周りの高さとの調和ですとかそのようなところも考慮しまして、こちらはそれがどの場所だと全体的にきれいに見やすいかということで、位置も少し考えながらということを書いております。

(西村会長)

例えば、21ページのシミュレーションだと、この建物が橋詰めに寄ってくると、奥の建物と重なって極めて見づらくなるのですよね。

(事務局)

そのとおりです。先ほどの基準で、背後の市街地も見えるようにしましょうという基準を今回、案としてお示しさせていただきましたけれども、萬代橋西詰から見た場合ということだと思うのですけれども、ここから見た場合は、右側の写真で100メートルビルが右側に寄っている、メディアシップ側に寄っていると重なってしまいますので、それよりはこちらのほうがいいのかなど。広場がある位置も含めて、そのようなところも少し考えながらシミュレーションは作成しています。

(西村会長)

そうすると、中村委員にご説明したときは、50メートルだと規制がうまくかけられないけれども、高さ制限を外すと、この条件でこれができると考えていいのですか。それとも、これは事業者の意向を受けないとだめで、橋詰めはあれだけの空間を残すということが確約できるのか、できないのか。

(事務局)

いずれの場合も、必ず、こうなさいという義務には、できないと思います。それから、

50メートルを維持したままそういった空間を設けなさいというのも、強制はできないと思います。誘導しながらという形になると思っております。

(事務局)

今ほどのお話の中で、景観基準の中で背後が見られるということも含めて、最終的には景観アドバイザーとか審議会の中で審議していただく中で、配置の段階から事業所の人と調整させていただく中で、例えば、こちら側を空けるようにしませんかとか、そういったところで調整ができるような。

(西村会長)

それは調整であって、強い規制にはなっていないということですか。

(事務局)

そうです。ただ、そこで認める、認めないということが出てくるかと思しますので、場合によってはそういった基準を入れていくというのも、先ほどの資料4に、そういったところを追加していくということも必要なのかなと思っております。

(西村会長)

少しシミュレーションで気がついたところです。

何かご意見はありませんか。早福委員、また指していいですか。

(早福委員)

中村委員がおっしゃったように、万代島は現に朱鷺メッセが既存不適格というお話がありましたが、できてから15年以上たって、恐らく、あの景観自体は新潟市民、あるいは来たことがある方々からは、そうネガティブではなくて、けっこうしゃれた建物があるな、立派な建物があるな、高いランドマークがあるなということで、受け入れられていると思います。このシミュレーションを見ても、かりに高い建物ができたとしても、万代島のほうははっきり言って規制を緩和というか、緩い考え方でもいいのではないかというのが、精密な意味ではないですけども、感覚的にはそのような感じがしました。

あと、難しいのは、萬代橋の直近だということで、10ページ、その前から現況が出てくるわけですけども、本当にこんなことを言うと何ですけども、今、ホテルオークラ新潟がどうなるかということもありますし、荒川委員も先ほどおっしゃったけれども、投資を呼び込む、誘発するというところもある中で、私は10ページの75メートルのシミュレーションを見たときに、75メートルでここだったらあまり違和感がないかもしれないなど、感覚的にはそういう気がしました。

あと、西村会長がおっしゃったように、もっと萬代橋のほうに寄せたときはどうなるのだろうというのはなかなか難しいところで、恐らく、まちづくり推進課としては、そういった

計画が出てきたときには、できるだけ、先ほどおっしゃったように橋側には空間を設けてもらって、高層部分は橋からセットバックしたほうにとどめてもらうという指導を現実的にして、シミュレーションしたような形に近づけたいのだというお気持ちが、多分、あるのだと思います。そういったところで、現実的な、投資家というか投資をする方と景観のバランスを取ろうという工夫が伺われて、非常に、ある意味幅を持たせた言い方、最初の資料1の2ページでどのような形に持っていかという、高さ制限については、案では原則50メートル以下なのだけれども、良好な景観形成に資する場合は50メートルを超えることも可能と。これは萬代橋周辺も万代島も一緒なのですけれども、こういう形で含みを持たせたということは、市街地の活性化というか、中心市街地あるいはにいがた2kmの活性化ということからも、これは行政としてはそのように持っていきたいのだろうなという気持ちは十分分かるところです。実際は、計画が出てきたときにどのような指導をしてどういった形で、中村委員は先ほど50メートルにとどめたほうがいいのかとおっしゃいましたけれども、私自身は、そういう含みを持たせてもう少し活性化を図るという行政側の考え方は十分理解できると思います。個人的にはそのような理解の仕方をしています。

(中村委員)

私も今の意見に共感できる場所がありまして、例えば、11ページの写真を見ると、それほど75メートルとか、100メートルのものを見ても、それほどいやではないのではないかと思います。それで、交換条件として、建物部分を、萬代橋とやすらぎ堤とのつながりを、とても広い緑地を取ってというような条件、建てる側の方との折衝といいますか、とにかくここを新潟市民にとってもやすらぎ堤を活用する憩いの場としたいのだということを押し出してということに持っていけば、私は100メートルの案だとしても大丈夫かもしれないという気がしました。

(西村会長)

この敷地は、多分、先ほど事務局からご説明もあったように、開発する企業がどのように考えてどういう手を打つかということ相談しながら着地させなければいけないので、極めて難しいプロセスだということです。私たちが希望しているように、白い建物のところが大きな空地になるということはまず考えにくい。

(中村委員)

しかし、絶対に50メートル以上はだめですと言っていたら、そういう交渉もできないわけで、そういう意味で、交換条件っぽく進めるという手はあるかなと思います。

(岡崎委員)

いくつかあるのですけれども、全体としては、エリアを分けるとか斜線で考えると、以

前よりいろいろ細かく検討していただいているので、そこについては議論が深まっていいな
と思っております。それで、シミュレーションに関してはなかなか難しく、今回の萬代橋
の周辺は、規制をかける前に建った既存不適格の高いビルが多いところなのです。だから、
ここで見るとあまり違和感はないかもしれないという感じがしてしまうのですけれども、そ
れはそもそも 50 メートルを超えているものが多いからという面もありますので、そこも考え
なければいけないというのが一つあります。なので、現状で違和感がないからいいかどうか
というのはまた別問題ということもあります。100 メートルというのは今の倍ですから、そ
れはいくら何でも緩和とは。1.5 倍でも緩和としてはかなり緩い緩和だという印象を持ちま
す。倍は緩和とは言わないのだろうと思っております。

それから、先ほど来議論のとおり、結局、これは協議なので、実際、他都市でも起きてい
るのですけれども、景観でここは重要な地区だからということで、行政も市民も意識高く守
ろうとしたところでも、結局、基準がはっきりしていないと、すべての業者がそういうこと
に協力的とは限らないということなのです。それで揉めた事例は全国にたくさんあるわけ
です。そうなったときに、基準がはっきりしていないと、許可制であればもちろん行政が却下
できるのですけれども、許可制ではないという前提で、なかなか難しいのが現実です。です
から、交換条件として規制をある程度緩くするので、その代わりいい空間が、例えば、緑が
増えるというのは少し楽観的すぎます。そう甘くはないです。

実際問題、緑を増やせば維持管理コストがかかりますので、公共施設だったらある程度そ
こら辺はできますけれども、民間の事業で、新潟の事例を見ていけば分かると思いますけれ
ども、緑豊かで広い空間などというものは、それこそ利益が上がりませんから、普通、それ
は厳しいです。しかも、業者はいろいろでするので、協力的な方もいればそうではないところ
もあるし、新潟の業者であるとも限らないわけです。ということでいろいろなので、その辺
は少し楽観的すぎるとまずいので、安全側にきちんと対応しておかないと危険だと思います。

斜線の考え方は理解できるところもあるかなとは思いますが。少し引っ込めば、確かに影響
はあるので、緩和されるという面はあるかなとは思いますが。市街地が見えるようにというこ
とと、前から議論しているように、もともと斜線的な発想で 50 メートルを設定しているので、
今、50 メートルの後ろに 100 メートルくらいのビルが建っていたりするわけですがすけれども、
斜線的な視点自体はいいのかなという気はしています。国土交通省の D/H は私も大学生の
ときに景観論の先生から教わりましたけれども、あれはあくまでも目安だと。規定の根拠に
なるような数値ではないと教わりましたので、あくまで目安であり、あれは国土交通省なり
国全体の平均値的なものなので、新潟はより新潟らしくと。

それから、投資に関しても、都市計画は個別の利益ではなく全体の利益を考えるとところな

ので、やはり、新潟市全体として、ここはごく一部のエリアなので新潟市全体で規制を厳しくするという話ではありませんし、やはり、新潟の都市イメージをよくしていくことが投資を呼ぶという面もあるわけで、新潟には信濃川があって、萬代橋の周りはきれいに整っていてとてもいいところだねということアピールしなければいけない面もあるわけですから、そこら辺を十分考慮したうえできちんとしたものができるようにしないと、ただ緩和するだけではなかなか理想的な方向には行かないのではないかと思います。

(事務局)

おっしゃる部分がかかなりあると思いますので、開発していただくときに本当にやっていたのかとか、先ほどあった、例えば、萬代橋の空間を空けるとかそういったところは基準でどのように定めていくかということは、これからまた細かいところを議論させていただけると思いますので、本当に資料4のところをもう少し細かく、例えば、万代島の空間を空けるとか、緑についてもどういう書き方があるのか、いろいろ、緑化率まで今回、入れさせていただいたりしておりますので、こういったところを詰めていって、本当に市民の方が望んでいただいているようなものがこの周辺に、住居系のものだけが建つような沿岸ではなくて、ある程度賑わい施設を含めた活動ができるような、アクティビティーな空間づくりができるようなことを目指していければというのは、皆さんからもそういう思いをいただいたのかなと思っております。景観基準のところをもう少し細かく、こうではないとだめなのだというくらいの、数値的なところで、今、お話しいただきましたので、そこを詰めていくようなことを今後また事務局で、皆様から意見を聴きながら書かせていただければというところが、今の岡崎委員から意見をいただきましたので、今後、またその辺は議論させていただければと思います。

(西村会長)

岡崎委員は景観の第一人者なので、ぜひ、景観の基準を作るときにご意見をよく伺って、それでどうするかということを決めていただけるとありがたいと思います。

(事務局)

分かりました。ありがとうございます。

(西村会長)

全員のご意見を伺っておきたいのですが、佐藤委員、高さ制限について、いかがですか。

(佐藤委員)

高さについてなのですけれども、高層になればなるほど萬代橋からセットバックする、空間を設けるといのは全く問題ないと思いますし、それに対しては何かしらの規制というか、事業者との交換条件のうえで、何かそこは特化すべき事案かなと解釈しております。

全体的に見まして、いろいろと本日は議題があったのですが、基本的に、萬代橋がものすごく神格化されていて、やはり、市民目線で行くと、萬代橋があって、その周りがどのように変わっていくか、どのようにしたらいいかということが主体としてあるので、一昔から萬代橋の周りは景色を変えていっていますし、萬代橋だけが変わらないので、常に神格化されていてみんなに愛されているということを考えると、石田委員からの広告のことについてもそうなのですが、我々業界としても努力しつつ、しかし、やはり変わっていく方向で推進していかないと現状維持のままで何も変わっていかないのかなと思っていますので、その辺りは法的に整備していくのか、新潟市の条例で整備していくのか、その辺りで非常に期待したいと思っています。

(西村会長)

石田委員、いかがですか。

(石田委員)

私も、萬代橋からの景色という部分は、やはり、アンケートを拝見した中で、私もそうですし、市民の多くの人がそのように重んじる部分だと思っていることが改めて分かって、その部分は今後、新潟市がどのように将来像を描くかによって、多分、規制の持っていく方が変わってくると思います。逆に、私などは本当に個人的には萬代橋周辺から見た萬代島の景色などは、もちろん、緑があっていいなと思うと同時に、まだ新潟市のまちなかでランドマーク的な建築物がまだまだこれからもっと出てきてもいいのだろうと思っています、そういう部分に当たっては、規制によってこれからまちが発展していく可能性を逆にそこで可能性をそぎ落としてしまうことも少し違うなと思っています。この場所はこのようになりたい、この場所はこのように変わっていくべきだということを、改めて、そこに住む人たちにとってどういう将来像を描くかという機会を、昔、平成7年から平成17年に新潟市の景観賞があったと思うのですが、そういう部分は、新潟市民がここは大事なのだ、ここはこういう景色がいいということを提示できた場があったので、そういう部分を改めて新潟市からも市民の方々に聞けるような場所というか機会を設けるのも面白いのではないかと考えています。

(西村会長)

中川委員、いかがですか。

(中川委員)

高さについて、特に意見はないのですが、高さだけの個別の何メートルかというよりも、どういう建物かとか緑地がどれだけあるかとか、どういう場所に建つかということをとータルで考えなければいけないということで、そこだけで何メートルだからいいとか何メ

ートルだからだめだということだけだと、何とも意見は出しづらいところで、最終的には一定の基準を設けるのでしようけれども、業者と個別に折衝しながらというところになっていくのかなと思います。

あと、市民の方を見ると、若い方ほど割と上限規制はなくてもいいのではないかみたいなのところもあるので、その年代の方によっても考え方がそれぞれ違うでしょうから、今後、新潟市としてどういう方をターゲットにしてまちづくりをしていきたいのかというところもかわってくるのかなと思います。

(西村会長)

増子委員、いかがでしょうか。

(増子委員)

高さに関しては、先ほどもお話があったように、萬代橋の両端の空間については規制を考えるべきだということはお聞きして感じたところです。すでに建ってしまっているビルがけっこう高い中でシミュレーションが立っているので、やはり、その辺は引いてこちらも考えないと錯覚を起こすのではないかと、違和感を覚えないところは少し頭に入れながら考えていかなければいけないのだと感じました。建物の高さもそうですけれども、その建物の屋上に設置されるライトアップなどもこれからは検討しなければいけないのかなと感じます。

(西村会長)

橋本委員、お願いします。

(橋本委員)

先ほども少し述べましたが、都市再生緊急整備地域のエリアと特別区域の中で、ここでできる範囲のことは、やはり、質のいい建物が建つことで、そのために高さ制限が必要なのであれば、それも緩和しながらまちづくりを進めていったらいいのではないかと思います。ただ無秩序に何でもいいとしてしまうと、やはり、注目を集める場所なので、ここで何か利益を生みたいという企業が何でもいいよという状態になっては新潟市としても困ります。その中で、ある基準を設けながら、緩和できるところは緩和する。良質なものを目指していくという考え方で、今後もまだ細かいところは煮詰めなければいけないと思うのですが、協議に参加して、皆さんと協力しながら知恵を出していきたいと思います。

(西村会長)

岡崎委員、よろしいですか。

(荒川委員)

先ほど申し上げたように投資を呼び込むことが大事で、先日も日本経済新聞に、森ビルが作った都市の魅力度ランキングか何かで新潟市がものすごく下だったので、富山市とか金沢

市とか仙台市に追い抜かれるどころか全く勝負になっていないということです。いろいろな投資を呼び込むような打ち出し方をしたほうが、規制を緩めてどんどん来てくださいと。その中でも、おっしゃるように何でもいいということではないですし、投資するほうも本気になって投資してくるし、そのバックに資本家がいるわけですから、相当練られてくるわけなので、何でもいいから建ててやるとかそういうところでは決して投資できるような金額ではないと思うので、緩和しますから来てくださいという感じの中で規制を緩和して、高さ制限も75メートルがいいのか100メートルがいいのか分かりませんが、100メートル建たせるなら市民にとってそれなりのメリットがあるオープンスペースとか緑地を造ってほしいという言い方のほうがいいかなと思っております。

(西村会長)

これで全員聴きましたか。大丈夫ですか。しゃべり足りない人はいませんか。一言言わせろという方はいらっしゃいませんか。

今日は欠席者が多かったので、ここで何かみんなでこうしようという方向を打ち出すには少し、委員会としては成立していますけれども、ぎりぎりの成立ですので、今回は意見をお聞きしたということにとどめておきたいと思います。

それで、もう一度お帰りになってから、市民の方々のアンケートをよく見てください。特に、10 ページにあるアンケートのA-2は、荒川委員も最初におっしゃいましたけれども、信濃川の空間、萬代橋周辺の空間に対して、極めて高い愛着を市民の人たちが持っているという事の表れです。その表れがA-3で、建物の高さについても現状のままでいい、低い建物のほうがいいというものを含めて、60パーセントの人たちがそう思っているということです。この中に、少し分解してありますけれども、答える人たちは、今見ている信濃川の萬代橋周辺の高さがこのままにあったらいいとお考えだということです。それはいろいろな建物のデザインや投資や開発ということにかかわらず、一般市民の人たちが今、そう思っているということです。私たちはこういう一般の人たちのご意見を受けながら、それでは信濃川の景観をどうしていくのかということを考えなければいけないということなのだと思います。

それで、今、色々ご意見があって、いろいろな提案やご質問もあったわけで、それを事務局が受けていただいて、もう一度練ったものを出していただくことにしましょうか。事務局、それでいいですか。

(事務局)

今日、さまざまなご意見をいただきましたので、今、会長からお話があったところもありますので、今のものを含めまして、色から屋外広告物、高さの関係、いろいろな方針、基準も含めてまとめさせていただいて、また協議させていただきたいと思います。

ここに今後の流れを出ささせていただいておりますけれども、今回終わりました、次回また審議会でやりたいと思うのですけれども、ここで提案なのですけれども、新潟市としてもパブリックコメントをやってみたいと思っております。これは1回とは我々も思っていないくて、まずは広く市民の意見をいただくということで、通常は1回なのですけれども、場合によっては2回ほど細かく、また決まった内容でもやらせていただければと思っているのですが、その辺、今回の提案、例えば、高さの考え方であれば我々の一案とかそういったところで、とりあえず意見をいただいて、それをまた次回の審議会の中で、それを含めながらまたご審議いただくという形を取らせていただきたいと思いますとは思っていたのですが、いかがでしょうか。

(西村会長)

今日は人数が少なかったし、全体的な方向を共有できていないわけだから、必要に応じ、審議会というものをもう一回経て、そこでの議論を待つていただくというのはどうですか。

(事務局)

分かりました。では、次回また今回の意見を踏まえてもう一度審議会を開かせていただくということで進めさせていただきたいと思えます。

(西村会長)

少し時間が過ぎてすみませんでした。これで議題は終わりますけれども、何かご発言されたい方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。では、事務局にお返しします。

(司 会)

本日は長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございます。

以上で、第32回新潟市景観審議会を閉会といたします。また、第16期景観審議会委員の皆様におかれましては、本日が最後の審議会になります。本市の景観、屋外広告物行政に関しご助言をいただき、心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。